

件名

農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件

○ 金 融 庁 告 示 第 号
農林水産省

農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十六条の規定に基づき、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年 金融庁 告示第四号）の一部を次のように改正し、令和六年三月三十日から適用する。

令和五年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

農林水産大臣 野村 哲郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

		改 正 後	改 正 前
		（金融機関向けエクスポートージャー）	（金融機関向けエクスポートージャー）
第四十条	「略」	第四十条	「同上」
〔2～6〕	「略」	〔2～6〕	「同上」
7	農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、次に掲げる要件の全てを満たす自己資本比率規制金融機関のグレード区分をAと判定するものとする。	7	農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、次に掲げる要件の全てを満たす自己資本比率規制金融機関のグレード区分をAと判定するものとする。
一	「略」	一	「略」
二	次のイからヨまでに掲げる自己資本比率規制金融機関の区分に応じ、当該イからヨまでに定める要件を満たしていること。	二	〔イ・ロ 同上〕
〔1〕	「略」	〔1〕	「イ・ロ 同上」
(2)	信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）第一条第九号の三に規定する国際統一基準金庫 次に掲げる基準の全てを満たしていること。	(2)	信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）第一条第九号の三に規定する国際統一基準金庫 次に掲げる基準の全てを満たしていること。
〔1〕	「略」	〔1〕	「同上」
(2)	信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を	(2)	信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を

判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十四号）第二条第一項（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に定める最低基準及び同告示第二

条第二項（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に定める当該最低基準以外の基準

「ニ・ヨ 略」

三 「略」

8

第五項の規定にかかわらず、自己資本比率規制金融機関（前項第二号イからヘまでのいずれかに該当するものに限る。）が、前項の規定によりそのグレード区分がAと判定される場合において、次の各号に掲げる自己資本比率規制金融機関の区分に応じ当該各号に定める要件を満たすときは、当該自己資本比率規制金融機関に対するエクスポージャーのリスク・ウェイトを三十パーセントとすることができる。

「一・二 略」

三 前項第二号ハに規定する国際統一基準金庫 信用金庫法

第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第十九条第一号及び第三十一条第一号の算式により得られる比率が十四パーセント以上であり、かつ、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完

判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十四号）第二条（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に定める最低基準

「ニ・ヨ 同上」

三 「同上」

8

「一・二 同上」

三 前項第二号ハに規定する国際統一基準金庫 信用金庫法

第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第十九条第一号及び第三十一条第一号の算式により得られる比率が十四パーセント以上であり、かつ、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完

的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条第一項（同告示第五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の算式により得られる比率が五パーセント以上であること。

9
〔四〇六 略〕

農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、次に掲げる要件の全てを満たす自己資本比率規制金融機関（第七項の規定によりそのグレード区分がAと判定されたもの及び同項第二号トからヨまでに掲げるものを除く。）のグレード区分をBと判定するものとする。

一 「略」

二 次のイからヘまでに掲げる自己資本比率規制金融機関の区分に応じ、当該イからヘまでに定める要件を満たしていること。

「イ・ロ 略」

ハ 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第一条第九号の三に規定する国際統一基準金庫 次に掲げる基準の全てを満たしていること。

(1) 「略」

(2) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充

的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条（同告示第五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の算式により得られる比率が五パーセント以上であること。

9
〔四〇六 同上〕

〔同上〕

一 「同上」
二 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 「同上」

(1) 「同上」

(2) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充

実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条第一項（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に定める最低基準

〔ニ～ヘ 略〕

〔10
～
12 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に定める最低基準

〔ニ～ヘ 同上〕

〔10
～
12 同上〕